

工場・事業場等の騒音・振動に関する規制の概要

(騒音規制法・振動規制法・佐賀県環境の保全と創造に関する条例による届出と規制基準)

騒音規制法及び振動規制法は、工場・事業場における事業活動にともなって発生する騒音・振動を規制の対象とし、生活環境を保全して国民の健康を保護することを目的としています。また、騒音・振動問題は極めて地域性の強いものであるため、条例で必要な規制を定めることも認めています。これにより佐賀県では、条例で特定施設（騒音規制）を指定しています。

1 規制する地域（指定地域）について

騒音規制法及び振動規制法による規制は、住民の生活環境を保全する必要がある地域である「指定地域」に適用されます。佐賀市では、騒音・振動ともに市内全域を指定しています。騒音・振動それぞれについて区域を区分けし、規制基準値を設定しています。

※区域の区分については都市計画法の規定による用途地域に基づき定めていますが、一部異なる地域があります。詳しくは、佐賀市環境保全課（旧清掃センター2F）へお問い合わせください。また、佐賀市環境保全課にて区域図を縦覧しておりますのでご利用ください。

2 特定工場等に関する規制

著しい騒音・振動を発生する施設（特定施設 下表（1）参照）を設置する工場・事業場等（特定工場）は規制の対象となります。指定地域内に特定工場等を設置している者は、規制基準（敷地の境界線における騒音・振動の許容限度（規制基準 下表（2）参照））を遵守することと、市長への届出の義務（（3）参照）があります。

特定施設の設置又は変更の届出による計画が、特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことや既設の特定工場から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認められるときは、計画を変更すべきことや改善することを勧告し、勧告に従わない場合は勧告に従うべきことを命ずることがあります。

(1) 特定施設

指定地域内において、規制対象となる騒音・振動特定施設は以下のとおりです。

	特定施設の名称		規模・能力等	
			騒音規制法	振動規制法
1	金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの	
		製管機械	全ての施設	
		ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの	
		液圧プレス	矯正プレスを除く	矯正プレスを除く
		機械プレス	呼び加圧能力が 294 kN 以上のもの	全ての施設
		せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの	原動機の定格出力が 1kW 以上のもの
		鍛造機	全ての施設	全ての施設
		ワイヤーフォーミングマシン	全ての施設	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のもの
		ブラスト	タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く	
		タンブラー	全ての施設	
		切断機	といしを用いるもの	
2	空気圧縮機及び送風機 (空調用の室外機は除く)		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	圧縮機で、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
4	織機		原動機を用いるもの	原動機を用いるもの
5	建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除く。 混練機の混練容量が 0.4 m ³ 以上のもの。	
		アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの	
		コンクリートブロックマシン	騒音規制法に規定する特定工場等以外のものに設置されるもの(県条例)	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のもの
		コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のもの

		コンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のもの
6	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	
7	木材加工機械	ドラムバーカー	全ての施設	全ての施設
		チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの
		碎木機	全ての施設	
		帯のご盤	・製材用のは原動機の定格出力が 15kW 以上のもの ・木工用のは原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの	
		丸のご盤	・製材用のは原動機の定格出力が 15kW 以上のもの ・木工用のは原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの	
		かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの	
8	抄紙機		全ての施設	
9	印刷機械		原動機を用いるもの	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの
10	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のもの
11	合成樹脂用射出成形機		全ての施設	全ての施設
12	鋳造型機		ジョルト式のもの	ジョルト式のもの
13	クーリングタワー		原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもので、騒音規制法に規定する特定工場等以外のものに設置されるもの(県条例)	

※移動式の場合は特定施設から除外されますが、台座等で固定されるものは特定施設に含まれます。

(2) 規制基準

騒音				振動		
区域の区分	昼間 (8:00-19:00)	朝 (6:00-8:00) 夕 (19:00-23:00)	夜間 (23:00-6:00)	区域の区分	昼間 (8:00-19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第1種区域	50 dB	45 dB		第1種区域	60 dB	55 dB
第2種区域	60 dB	50 dB				
第3種区域	65 dB		55 dB	第2種区域	65 dB	60 dB
第4種区域	70 dB		65 dB			

*上表の値は、特定工場等の敷地境界における基準値です。

(3) 届出

指定地域内において特定施設を設置したり、変更しようとする場合などには所定の届出が必要です。(下表参照)

提出期限までに佐賀市環境保全課へ2部(正本及びその写し)提出してください。

【騒音の届出の種類と届出書類・提出時期】

届出を必要とする場合	届出の種類	根拠規定/届出様式	添付書類等	提出時期
特定施設を設置しようとする場合	特定施設設置届出	法第6条 様式第1号 ★条例第9条 様式第1号	<ul style="list-style-type: none"> 工場等の周辺図 特定施設の配置図 防音措置の概要 (・騒音の大きさに関する資料等) 	工事着手予定日の30日前まで
既存の施設が法改正等により特定施設となった場合	特定施設使用届出	法第7条 様式第2号 ★条例第10条 様式第2号		特定施設になって30日以内
特定施設の種類の数を最終届出時から増やす場合 (種類ごとの数を減少する場合及び直近に届出た数の2倍以内の数に増加する場合を除く)	特定施設の種類の数変更届出	法第8条 様式第3号 ★条例第11条 様式第3号	<ul style="list-style-type: none"> 工場等の周辺図 特定施設の配置図 防音措置の概要 (・変更前後の対象図表等) 	当該事項の変更に係る工事着手予定日の30日前まで
騒音の防止の方法を変更する場合 (騒音の大きさが増加しない)	騒音の防止の方法変更届出	法第8条 様式第4号 ★条例第11条 様式第3号		

と客観的に判断されるような場合を除く)				
氏名、名称、住所等の変更があった場合	氏名等変更届出	法第10条 様式第6 ★条例11条 様式第4号	特になし	変更の日から30日以内
特定施設のすべての使用を廃止した場合	特定施設使用全廃届出	法第10条 様式第7 ★条例第11条 様式第5号		使用廃止の日から30日以内
特定施設のすべてを譲りうけた場合	承継届出	法第11条 様式第8 ★条例第14条 様式第6号		承継のあった日から30日以内

★は県条例に該当する場合の届出分

【振動の届出の種類と届出書類・提出時期】

届出を必要とする場合	届出の種類	根拠規定/ 届出様式	添付書類等	提出期限
特定施設を設置しようとする場合	特定施設設置届出	法第6条 様式第1	<ul style="list-style-type: none"> 工場等の周辺図 特定施設の配置図 防振措置の概要 (・振動の大きさに関する資料等)	工事着手予定日の30日前まで
既存の施設が法改正等により特定施設となった場合	特定施設使用届出	法第7条 様式第2		特定施設になって30日以内
特定施設の種類・能力ごとに最終届出時から増やす場合	特定施設の種類ごとの数変更届出	法第8条 様式第3		<ul style="list-style-type: none"> 工場等の周辺図 特定施設の配置図 防振措置の概要 (・変更前後の対象図表等)
振動の防止の方法を変更する場合 (振動の大きさが増加しないと客観的に判断されるような場合を除く)	振動の防止の方法変更届出	法第8条 様式第4		
氏名、名称、住所等の変更があった場合	氏名等変更届出	法第10条 様式第6	特になし	変更の日から30日以内
特定施設のすべての使用を廃止した場合	特定施設使用全廃届出	法第10条 様式第7		使用廃止の日から30日以内
特定施設のすべてを譲りうけた場合	承継届出	法第11条 様式第8		承継のあった日から30日以内

3 騒音・振動関係公害防止管理者等の選任及び届出について

特定工場のうち以下に該当する施設を設置している工場は、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき公害防止に関する技術的事項を管理する公害防止管理者等を選任し、市長へ届出るとともに公害の防止に努めなければなりません。

【選任が必要な工場】

選任が必要な工場の要件		選任する公害防止管理者等の区分		
業種	設置している施設	公害防止管理者（※1）		公害防止統括者
		騒音関係	振動関係	
製造業（物品の加工を含む） 電気供給業 ガス供給業 熱供給業	液圧プレス（矯正プレスを除く）のうち、呼び加圧能力が 2941kN 以上のもの	×	○	○ (※2)
	機械プレスのうち、呼び加圧能力が 980 k N 以上のもの	○	○	
	鍛造機のうち、落下部分の重量が 1 t 以上のハンマーであるもの	○	○	

※1 公害防止管理者は資格が必要です。○は選任が必要、×は不要です。

※2 事業者全体の常時使用する従業員数が 20 人以下の場合は不要です。

【届出方法】

届出の種類	届出が必要な場合	根拠規定/届出様式	選任期限	添付書類等 (公害防止管理者のみ)	提出期限
選任届	公害防止管理者等の選任	公害防止統括者 法第3条、第6条 /様式第1	・公害防止統括者とその代理者の選任の場合は、30日以内	国家試験の合格証書の写し 又は	選任・死亡・解任した日から 30日以内
解任届	公害防止管理者等の死亡又は解任	公害防止管理者 法第4条、第6条 /様式第2	・公害防止管理者とその代理者の場合は60日以内	資格認定講習の修了証書の写し	

※提出期限内に2部（正本及びその写し）提出してください。

問い合わせ・区域区分の縦覧場所について

部署名	所在地	電話番号/e-mail
環境部 環境保全課	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563 番地 1 (旧清掃センター2F)	0952-30-2436 kankyohozen@city.saga.lg.jp

※騒音・振動ともに佐賀空港周辺のみ縦覧となっております。